

生じたる爲酒井との共同經營案が松嶺するに至りたるを以て
從業員は八月三十日兩者間に在りて斡旋中の工場長竹本黨に
新會社設立した場合營業主山榊鏡寬を重役にすること、退職
手當を支給すること解雇並に労働條件の改善せざることを要
求し居りたる處九月五日新會社の創立と重役の發表ありたる
結果前營業主山榊が重役に洩れ工場長竹本黨が取締役技師長
に就任し居りたる爲舊營業主に同情したる從業員は竹本新黨
役の辭職勧告並に不信任の決議をなしたるに因る

十一、要求事項

竹本取締役不信任の辭職勧告

十二、經過

1、爭議團體

九月十九日正午代表今岡謙一郎外四名が會社を訪問し前記

辭職並不信任の決議文を手交し越えて二十二日會社側と折
衝の結果要求を拒絶せられたる爲代表は即時爭議進行を宣
明し午后四時一應會見を終り同五時半從業員六十六名は小
倉市日明町從業員今岡謙一郎方を爭議團本部として總業を
敢行した。

時俗も防空演習にて各宮殿下御西下の折衝なるを以て一回
は自宅に在りて靜肅に罷業を續行する一方會社側の切崩を
警戒し夫々對策を講ずる外委員會を開き要求事項、希望條
件等を申合せたが會社側の態度強硬にて何等の交渉も出来
ず日時延滞したのである。

2、會社側

會社側は從業員が罷業に入ると同時に事業を休止し不参加
從業員を會社に起用せしめ五名の工場監視係を採用して警